

新旧对照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財閥第 1443 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品 (省 略)	第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品 (同 左)
24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス (省 略)	24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス (同 左)
この項には、次の物品を含まない。 (a) ニコチン（たばこから抽出した <u>有毒な</u> アルカロイド）(29.39) (b) (省 略) (省 略)	この項には、次の物品を含まない。 (a) ニコチン（たばこから抽出したアルカロイド）(29.39) (b) (同 左) (同 左)
第 29 類 有機化学品 (省 略)	第 29 類 有機化学品 (同 左)
種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 I. 1961 年の麻薬に関する単一約 (1972 年議定書により修正) のもとに 管理される麻薬 Conventi on Schedule HS subheading CAS No. Name (省 略)	種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 I. 1961 年の麻薬に関する単一約 (1972 年議定書により修正) のもとに 管理される麻薬 Conventi on Schedule HS subheading CAS No. Name (同 左)
Morphine meconate 2939. 11 1	Morphine meconate 2939. 11 1
Morphine methobromide 2939. 19 1	(新 規)
Morphine methylbromide 2939. 19 1	Morphine methylbromide 2939. 19 1

新旧对照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財閥第 1443 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
(省 略)		(同 左)	
Morphine methylsulfonate	2939. 11	1	Morphine methylsulfonate
	(削 除)		<u>Morphine methobromide</u>
	(省 略)		(同 左)
Tetrahydrofurylfentanyl	2934. 99	1	Tetrahydrofurylfentanyl
	(削 除)		<u>Thebacon (INN)</u>
	(削 除)		<u>Thebaine</u>
Thiofentanyl	2934. 99	4	Thiofentanyl
	(省 略)		(同 左)
II. 1971年向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬			
Conventi on			
HS		Schedule	
Name	subheading	CAS No.	No.
(省 略)			
Eryptamine (INN)	<u>2939. 79</u>	1	Eryptamine (INN)
Eryptamine acetate	<u>2939. 79</u>	1	Eryptamine acetate
Eryptamine hydrochloride	<u>2939. 79</u>	1	Eryptamine hydrochloride
(省 略)			
(省 略)			
第 30 類 医療用品			
(省 略)			
30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清そ の他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生		30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清そ の他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかないか又は生	
		Conventi on	
		HS	
Name	subheading	CAS No.	No.
(同 左)			
Eryptamine (INN)	<u>2933. 99</u>	1	Eryptamine (INN)
Eryptamine acetate	<u>2933. 99</u>	1	Eryptamine acetate
Eryptamine hydrochloride	<u>2933. 99</u>	1	Eryptamine hydrochloride
(同 左)			
(同 左)			
第 30 類 医療用品			
(同 左)			

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C)（省 略）</p> <p>(D) ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品 これらの物品には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ワクチン</p> <p>最も典型的なワクチンは、ウイルス又はバクテリアを生理食塩水、油（lipovaccines）その他の媒体に懸濁した微生物起源の予防用調製剤で、これらの調製剤は普通免疫性を破壊することなく、その毒性のみを弱めたものである。</p> <p>その他のワクチンには、組み換えワクチン、ペプチドワクチン、糖質ワクチンが含まれる。これらのワクチンは、通常、抗原、抗原認識部位または抗原（ペプチド、組み換え体又はたんぱく質又はその他からなる複合体）の認識部位をコードする遺伝子を含む。「抗原認識部位」は、生体における免疫反応を誘発する抗原の一部である。これらのワクチンの多くは、特定のウイルスまたはバクテリアを対象としている。これらのワクチンは、予防用又は治療用に使用される。</p> <p><u>さらに、この項には、核酸ワクチンを含む。例としては、DNA プラスミドワクチン及びメッセンジャーRNA (mRNA) ワクチンがある。DNA プラスミドワクチンは、対象となる病原体由来のたんぱく質をコードする遺伝子を有し、また、mRNA は病原体の特定のたんぱく質をコードする。DNA プラスミド及び mRNA はいずれも所望の抗原を產生するように体内で複製もしくは身体に信号を与え、免疫応答を引き起こす。</u></p> <p>この項にはまた、ワクチン又はトキソイドから成る混合物（例えば、ジフテリア、破傷風及び百日ぜきワクチン (DPT ワクチン)）を含む。</p> <p>(2) ~ (5)（省 略）</p> <p>(E)（省 略）</p>	<p>物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C)（同 左）</p> <p>(D) ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品 これらの物品には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ワクチン</p> <p>最も典型的なワクチンは、ウイルス又はバクテリアを生理食塩水、油（lipovaccines）その他の媒体に懸濁した微生物起源の予防用調製剤で、これらの調製剤は普通免疫性を破壊することなく、その毒性のみを弱めたものである。</p> <p>その他のワクチンには、組み換えワクチン、ペプチドワクチン、糖質ワクチンが含まれる。これらのワクチンは、通常、抗原、抗原認識部位または抗原（ペプチド、組み換え体又はたんぱく質又はその他からなる複合体）の認識部位をコードする遺伝子を含む。「抗原認識部位」は、生体における免疫反応を誘発する抗原の一部である。これらのワクチンの多くは、特定のウイルスまたはバクテリアを対象としている。これらのワクチンは、予防用又は治療用に使用される。</p> <p>（新 規）</p> <p>この項にはまた、ワクチン又はトキソイドから成る混合物（例えば、ジフテリア、破傷風及び百日ぜきワクチン (DPT ワクチン)）を含む。</p> <p>(2) ~ (5)（同 左）</p> <p>(E)（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略）	（同 左）
<p>第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>（省 略）</p> <p>87.03 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>プラグインハイブリッド電気自動車（PHEV）は、電源コンセントやチャージングステーション（充電設備）に接続することで蓄電池を充電することができる車両である。</p> <p><u>ただし、統合型オルタネーター/スターターなどの非駆動機能のみに使用される電源を搭載した車両は、HEV として分類されない。これらの電源は、スタート・ストップシステムを動作させるのに利用でき、また、回生ブレーキ及び充電管理システムを有することがある。これらの車両は、「ハイブリッド技術」を有するもの又は「マイクロハイブリッド」であると呼ばれることがあるが、駆動用の電動機を有していない。</u></p> <p>蓄電池から電力を供給される一以上の電動機により駆動する車両は、「電気自動車（EV）」として知られる。</p> <p>（省 略）</p> <p>第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p> <p>87.03 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>プラグインハイブリッド電気自動車（PHEV）は、電源コンセントやチャージングステーション（充電設備）に接続することで蓄電池を充電することができる車両である。</p> <p>（新 規）</p> <p>蓄電池から電力を供給される一以上の電動機により駆動する車両は、「電気自動車（EV）」として知られる。</p> <p>（同 左）</p> <p>第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p>
95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き	95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娛樂用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (省 略)</p> <p>(D) その他の玩具</p> <p>（省 略）</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(i) ~ (x iii) (省 略)</p> <p>(x iv) <u>玩具の食卓用品</u>その他の家庭用品、玩具の店その他これに類するもの、農場セット等</p> <p>(x v) ~ (x x iii) (省 略)</p> <p>(E)、(F) (省 略)</p> <p>（省 略）</p>	<p>玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娛樂用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (同 左)</p> <p>(D) その他の玩具</p> <p>（同 左）</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(i) ~ (x iii) (同 左)</p> <p>(x iv) <u>人形の喫茶用具</u>、玩具の店その他これに類するもの、農場セット等</p> <p>(x v) ~ (x x iii) (同 左)</p> <p>(E)、(F) (同 左)</p> <p>（同 左）</p>
<p>95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娛樂用品（奇術用具を含む。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 祝祭用品、カーニバル用品その他の娛樂用品：これらは、その用途から通常非耐久性材料で製造してあり、次の物品を含む。</p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>(3) 仮装用の衣類：例えば、マスク、仮装用の耳及び鼻、かつら、仮装用のひげ及び口ひげ（67.04 項の人工頭髪の製品を除く。）及び紙製帽子。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>（省 略）</p>	<p>95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娛樂用品（奇術用具を含む。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 祝祭用品、カーニバル用品その他の娛樂用品：これらは、その用途から通常非耐久性材料で製造してあり、次の物品を含む。</p> <p>(1)、(2) (同 左)</p> <p>(3) 仮装用の衣類：例えば、マスク、仮装用の耳及び鼻、かつら、仮装用のひげ及び口ひげ（67.04 項の人工頭髪の製品を除く。）及び紙製帽子。<u>ただし、61 類又は 62 類の紡織用纖維材料製の仮装用の衣類は、この項には属しない。</u></p> <p>(4) (同 左)</p> <p>（同 左）</p>